

特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 定款

第1章 総則

(名 前)

第1条 この法人の名前は、特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 といいます。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県玉名市に置きます。

2 前項のほか、従たる事務所を熊本県玉名市に置きます。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民による地域住民のための活動として、玉名郡市を核として周辺に広がる地域の住民を対象とした生活支援サービス、地域交流の促進、環境問題への取り組み、子どものための憩いと学びと活動の場づくり等をおこない、明るくやさしい地域社会づくりをめざしていくことを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこないます。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動をおこなう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこないます。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①地域住民のための交流の拠点の運営
 - ②介護・家事援助・育児支援・その他生活支援サービスの提供
 - ③食事宅配サービスの提供
 - ④福祉相談・教育相談・情報提供等の生活相談
 - ⑤文化と福祉のまちづくりのための学習会・イベント・調査・ネットワーク形成

- ⑥環境問題に対する学習と廃油リサイクル石けん作り等の取り組み・自然農法の研究と実践
- ⑦ボランティア活動団体などの他の地域団体への支援とネットワーク形成
- ⑧介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑨介護保険法に基づく訪問介護事業
- ⑩介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑪介護保険法に基づく通所介護サービス事業
- ⑫介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑬介護保険法に基づく訪問看護事業
- ⑭障害者総合支援法に基づく居宅介護事業
- ⑮障がい福祉サービス事業
- ⑯高齢者、児童及び障害者（児）の一時保護を要する者等を対象者とした多機能型宅老所の運営
- ⑰地域福祉に関わる人材育成・福祉教育並びにその関連事業
- ⑱地域福祉及び介護技術に関する調査・研究事業
- ⑲児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- ⑳構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業
- ㉑サービス付き高齢者住宅の運営
- ㉒児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業
- ㉓児童福祉法に基づく障害児通所支援等の事業
- ㉔指定居住支援事業

(2) その他の事業

①不動産貸付事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限りおこなうものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとします。

第3章 構成員

(構成員の種別)

第6条 この法人の構成員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の想いと志に共感し、その運営に積極的に参加する個人・団体
- (2) 賛助会員 この法人の活動を支援して下さる個人・団体
- (3) 協力会員 この法人に仲間の一員として参加する個人・団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員、協力会員とも、理事代表が定める入会申込書によって申し込みをした人は誰でもなることができます。

(会費)

第8条 この法人の活動を続けていくために、正会員、賛助会員、協力会員はそれぞれ別に定める会費を出しあいましょう。

(構成員の資格の喪失)

第9条 構成員が次の各号の一つに該当した時は、その資格を喪失します。

- (1) 退会届けを提出した時
- (2) 本人が死亡、または団体が消滅した時

(退会)

第10条 退会は自由です。退会届けを出せば退会できます。

(抛出金品の不返還)

第11条 すでに納められた会費その他の抛出金品は、返還しません。

第4章 役員

(役員の種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置きます。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、一人を理事代表とします。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任します。

- 2 理事代表は、理事の互選とします。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者または3親等以内の親族が2人以上含まれてはいけません。
また、当該役員とその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできません。

(理事の職務)

第14条 理事代表は、この法人を代表し、その業務を総括します。

- 2 理事代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。
- 3 理事は、理事代表を補佐し、理事代表に事故あるときまたは理事代表が欠けたときは、理事代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款に定められていることと理事会の議決に基づいてこの法人の業務を執行します。
- 5 前項に関して理事は、法人運営スタッフ会(別途定める)と共同して責任を負うものとする。

(監事の職務)

第15条 監事は、次に掲げる仕事をします。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正や法令または定款に違反する事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とします。ただし、再任は妨げられません。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長します。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とします。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1以上欠けた時は、すぐにこれを補充します。

(役員の報酬)

第18条 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなくてはなりません。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とします。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成します。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散または合併
- (3) 事業計画および活動予算の決定と変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員の選任、職務、報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催します。

2 臨時総会は、次のような場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき

(3) 第15条第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事代表が招集します。

- 2 理事代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなくてはなりません。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メール等で、少なくとも5日前までに通知しなくてはなりません。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出します。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできません。

(総会の議決)

第26条 総会では、第23条第3項の規定によってあらかじめ正会員に通知した事項について審議し議決します。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとします。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとします。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなします。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を議事録に記録しなければなりません。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者数も付記)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ばなりません。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成します。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を審議し議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次のような場合に開催します。

- (1) 理事代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面で招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事代表が招集します。

- 2 理事代表は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メール等で、少なくとも5日前までに通知しなくてはなりません。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、その会議において出席した理事の中から選出します。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決します。可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なものとします。

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。

- 2 前項の規定により表決をした理事は、理事会に出席したものとみなします。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を議事録に記録しなければなりません。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
(書面表決者については、そのことを付記)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要と議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次のようなもので構成されます。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業にともなう収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事代表が別に定めます。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とします。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとします。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とします。

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事代表が作成し、総会の議決を経なくてはなりません。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができるものとします。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができます。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに理事代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければなりません。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次のような理由により解散します。

- (1) 会員総数の4分の3以上の多数による総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員がいなくなる
- (4) ほかの法人との合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、さらに所轄庁の認証を得たうえで合併することができます。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載しておこないます。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示しておこないます。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事代表がこれを定めることとします。

附 則

1 この定款は、この法人の設立日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる人とし、

理事代表 普久原 涼太

理事 鮎川 ゆみ子

同 糸永 千代美

同 河上 章子

同 北本 節代

理事 櫻井 郁子

同 島崎 寛男

同 竹下 貴之

同 野田 悦子

同/ 城戸 ますみ/

同/ 森 俊光/

監事/ 井上 泰代/

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2000年3月31日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から2000年3月31日までとします。
- 6 この法人の設立当初の構成員の種別は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる種別とする。
 - (1) 正会員/ この法人の想いと志に共感し、その運営に積極的に参加する個人・団体
 - (2) 会員/ この法人に仲間の一員として参加する個人・団体
 - (3) 賛助会員/ この法人の活動を支援して下さる個人・団体
- 7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、月五百円とする。